申告相談が始まります

2月8日から3月17日まで、市・県民税、国民健康保険税の申告受付相談を行います。日程は左ページのとおりです。できるだけ指定日に指定会場で申告するようお願いします。

税の申告はなぜ必要？

市は、正確で公平な課税をするために、対象となるすべての住民の所得状況を把握し、確定しなければなりません。

正当な理由がなく、申告をしなかった場合は「無申告者」となります。無申告者は、所得の確定ができないばかりか、所得証明書の発行や国民健康保険税の軽減を受けることができないなどの不利益が生じます。期限内に必ず申告を済ませるようにお願いします。

申告相談の受付日程

【西根地区】2月8日(金)～3月17日(月)
【松尾地区】2月13日(水)～3月17日(月)
【安代地区】2月15日(金)～3月17日(月)

確定申告が必要な人

申告が必要な人は、20年1月1日現在、市内に住所または住居がある人です。次のいずれかに当てはまる人は、申告の必要がありません。

①給与所得者で年末調整が完了していて、ほかに収入がない人

②個人または税理士などを通じて、税務署に申告書を提出した人

③収入が公的年金のみで、受給額が70万円以下(65歳以上の人は120万円以下)の人

④収入がなく、家族の申告により扶養になっている人

※収入がない人でも、①～④のいずれかに当てはまらない人は申告が必要です。

必要な書類をチェック

申告する場合は、次の書類などが必要です。申告会場にお出掛けの際は、もう一度確認してください。

■必ず持ってくるもの

◦生命保険や地震保険の控除証明書

◦社会保険料(国民健康保険税・介護保険料など)の領収書

◦国民年金保険料の控除証明書または領収書

◦申告者本人の印鑑

※口座振替納税を希望する人は、本人の口座番号がわかるもの(通帳など)と通帳印

■主な申告内容別の必要書類

◎給与収入があった人

給与所得があって、年末調整を終えていない人や、2カ所以上から給与の支給を受けている人は、確定申告が必要です。

◦給与明細書または源泉徴収票(原本)

◎営業収入があった人

◦平成19年分収支内訳書集計表(一般用)

◦売り上げ・仕入れ帳簿・経費明細書

◦領収書など

※平成19年分収支内訳書集計表(一般用)は記入し、領収書は項目ごとにまとめて持参してください。

◎農業収入があった人

◦平成19年分収支内訳書集計表(農業用)

◦JA取り引き実績表

◦領収書など

※平成19年分収支内訳書集計表(農業用)は記入し、領収書は項目ごとにまとめて持参してください。

◎年金などで収入があった人

◦社会保険庁が発行した源泉徴収票(原本)

■該当する人が必要な書類

◎住宅借入金等特別控除を受ける人(初年度)

◦借入金残高証明書

◦住民票の写し

◦登記簿謄本

◦工事請負契約書

◦建築確認通知書(増改築の場合)

◎医療費控除を受ける人

◦病院の領収書

◦高額療養費などの受け取り額がわかる書類

※領収書は、必ず事前に集計してきてください。

◎障害者控除を受ける人

◦障害者手帳

◦障害者控除対象認定書(詳しくは、17ページをご覧ください)

■問い合わせ先

市企画総務部税務課市民税係(☎76－2111、内線1242、1247)

●市・県民税、国民健康保険税申告受付日程

	西根地区		松尾地区		安代地区	
	市役所本庁舎３階大会議室		松尾総合支所３階大会議室		安代総合支所２階大会議室（２月15～22日、３月５～17日）、田山スポーツ交流館（２月25日～３月４日）	
	午前９時～12時	午後１時～３時	午前９時～12時	午後１時～３時	午前９時～12時	午後１時～３時
２月８日㈮	駅前一～二区	上町、雇用促進				
２月12日㈫	松川	仲町				
２月13日㈬	下町一～二区	下町三区	柏台、温泉郷、金沢			
２月14日㈭	渋川開拓	渋川、岡村	柏台、温泉郷、金沢			
２月15日㈮	山後、白屋	大石平	刈屋	畑	中佐井１～２区、岩木	中佐井３～４区、土沢
２月18日㈪	両沼	中関	立石	上寄木	石神、岩屋	曲田、横間
２月19日㈫	北村	山子沢	寄木新田・関口		清水	保土沢、曲田住宅
２月20日㈬	五百森		寄木新田・関口		新町６～７区	新町８区、駅裏
２月21日㈭	舘腰	薬師	北寄木		新町３～５区	新町１区、２区表裏
２月22日㈮	中村	上平笠	中郡		向久保	
２月25日㈪	間羽松	中平笠	鹿野			沢口、鳥居元、上川原
２月26日㈫	町組	下平笠	時森		戸鎖、舘市、佐比内、兄畑	上田山、栗木田
２月27日㈬	高宮	南平笠	谷地中		兄川	切通、瀬ノ沢
２月28日㈭	堀切	東	湯沢		折壁、日泥	平又、長者前
２月29日㈮	山崎		落合		下川原、下田山、本町、杉沢	
３月３日㈪	松久保	笹目	中松尾		田中、新興通	新興通、愛の山
３月４日㈫	椛沢	わし森、駅前	山道		石名坂	苗代沢、姥子石、矢神、住宅
３月５日㈬	共新、大泉	大久保、小福田	向村			高畑、寺志田、雇用促進
３月６日㈭	野口	寺田新田	中沢		五日市、川原	目名市、戸沢、繋沢
３月７日㈮	帷子	土沢	上村		日影、湯の沢	小柳田、有矢野
３月10日㈪	川原目	寺田	森子		寄木、扇畑	松木田、小屋畑
３月11日㈫	上関	若谷地	田中		赤坂田	星沢、黒沢
３月12日㈬	荒木田	舘沢	小屋の沢、大花森		細野	豊畑
３月13日㈭	予備日		安比、前森		予備日	
３月14日㈮	予備日		予備日		予備日	
３月17日㈪	予備日		予備日		予備日	

１月下旬から、申告書（所得税・住民税）、収支内訳書（営業等、農業、不動産）などを用意しますので、必要な人は市企画総務部税務課、各総合支所地域振興課まで直接取りに来ていただくか、連絡があれば郵送します。なお、前年所得税の確定申告をした人は、１月下旬～２月上旬に盛岡税務署から申告書類が送付されますので、そちらを使用してください（申告相談の際は、必ず持参してください）。

市役所では、消費税および贈与税の申告相談はできませんので、盛岡税務署の申告相談会場（アイーナ）へお出掛けください。

【盛岡税務署からのお知らせ】

盛岡税務署の申告書作成会場が次のとおり開設されますので、所得税（譲渡所得を含む）、消費税、贈与税の申告が必要な人はご利用ください。

■開設期間　２月１日㈮～３月17日㈪（土日祝日は休み。２月24日㈰と３月２日㈰のみ開設）

■開設時間　午前９時～午後４時

■開設場所　アイーナ（右の地図参照）

国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）で、確定申告書（所得税・消費税・贈与税）、青色決算書、収支内訳書を作成することができますので、ご利用ください。
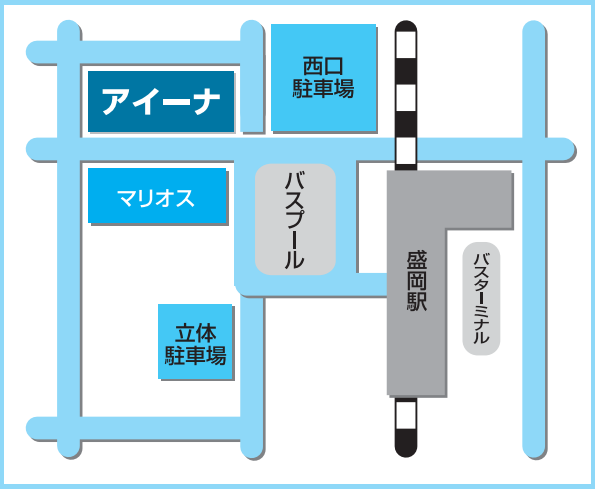
詳しくは、盛岡税務署（☎019-622-6141）まで。